

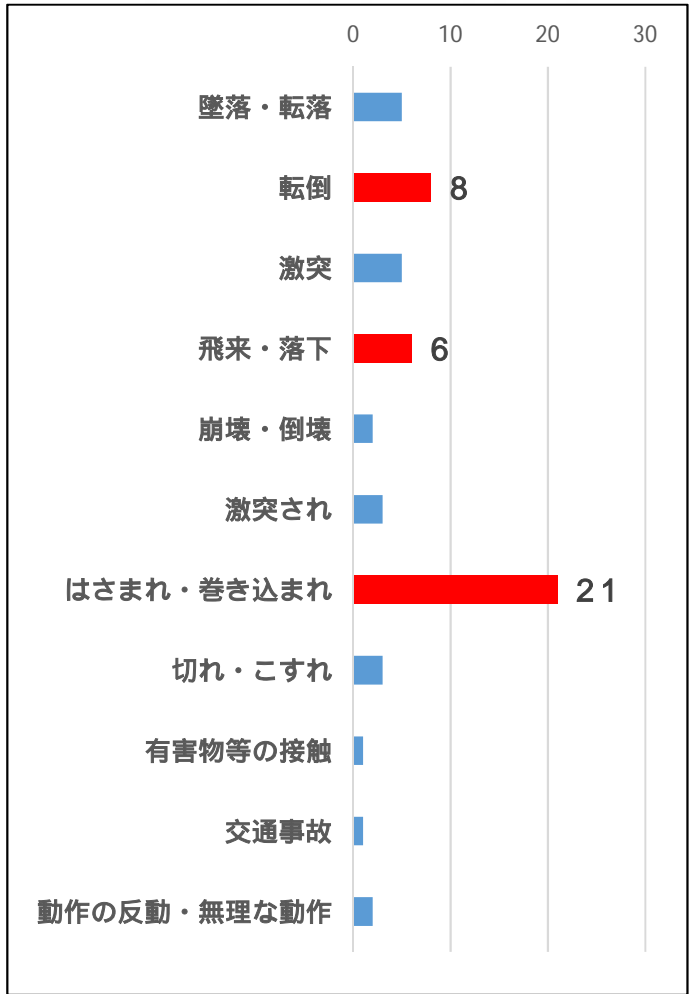
金属製品製造業の労働災害を防止しよう！！

奈良県内の製造業で発生した労働災害は、全業種の中で最も多く、その中でも「金属製品製造業」の労働災害は、製造業全体の労働災害の15%前後を占めています。「金属製品製造業」で発生した労働災害の事故の型をみると、機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害が一番多く、次に、通路や階段での「転倒」災害、そして金属材料を落としたり、金属片が飛散することで発生する「飛来・落下」災害となっています。

労働災害発生状況（製造業）

	H27	H28	H29	H30	R1
食料品	61	58	65	67	66
繊維工業	4	3	5	3	6
衣服その他の繊維	9	7	12	7	7
木材・木製品	41	41	30	40	40
家具・装備品	13	13	8	3	6
パルプ等	16	13	11	11	19
印刷・製本	13	4	3	6	5
化学工業	50	51	74	62	61
窯業土石	5	10	4	8	10
鉄鋼業	9	11	8	7	13
非鉄金属	2	3	3	4	1
金属製品	44	41	40	59	57
一般機械器具	16	16	5	12	15
電気機械器具	6	5	12	5	7
輸送機械	6	5	7	8	5
電気・ガス	4	2	2	2	2
その他の製造	22	19	20	27	20
製造業小計	321	302	309	331	340
全産業合計	1260	1292	1251	1387	1350

事故の型別発生状況（令和元年）



労働災害の事例

はさまれ・巻き込まれ

安全装置を無効にしたプレス機で金属加工中、手をはさまれた。
金属の曲げ加工中、機械を停止せず手を差し入れ、手をはさまれた。

飛来・落下

金属材料を運搬中、手が滑り足上に落とした。

転倒

電源コードに足が引っ掛かり転倒した。
通路が暗く、足元の段差に気付かず躓き転倒した。



1 「はさまれ・巻き込まれ」災害を防止しましょう！！

金属加工用機械で作業をする時は、次の事項に注意して使用しましょう
安全カバー等の取り付けの徹底

からだの一部が金属加工用機械に入らないように必ず安全カバーや囲いを設けましょう。

安全装置の有効保持及び作業標準の作成と遵守

安全装置は、必ず行う作業や使用する機械装置に見合う物を取り付けると共に作業性が悪くなるからと言って安全装置の電源を切ったり、取り外して作業を行ってははいけません。

安全に作業を行うために、必ず作業標準を作成し、それに基づき作業を行いましょう。また、非定常作業についても、対応の仕方等を示した作業標準を作成しましょう。

2 「転倒」災害を防止しましょう！！

4 S（整理、整頓、清掃、清潔）活動を徹底しましょう

整理 必要な物と不要な物を分けて、不要な物を処分すること

整頓 必要な物をすぐ取り出せるように、分かりやすく安全な状態で配置すること

清掃 作業をする場所や身の回りのほか、廊下や共有スペースのゴミや汚れを取り除くこと。

清潔 整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生面を確保し、快適な職場環境を維持すること。

「STOP！転倒災害プロジェクト」の取り組みを進めましょう

転倒危険場所の見える化をしましょう。

転倒災害は、休業日数が半年を超えるケースや、完治せずに障害が残るケースなどもありますので**転倒災害は決して軽い災害ではありません。**

3 「飛来・落下」災害を防止しましょう！！

重量物の「落下」による災害の防止

重量物はなるべく運搬用機械を使用して運搬しましょう。

重量物を人力で運搬する場合は滑りにくい手袋を着用しましょう。

重量物を取り扱う作業では安全靴を着用しましょう。

金属片の「飛来」による災害の防止

研削盤には必ず研削といしにあった安全カバーを設置しましょう。

研削盤を使用する場合は保護メガネを着用しましょう。